

令和7年度 千葉県奨学生 予約募集

☆ 千葉県では、高等学校等に在学中、経済的負担を軽減し安心して学習できるように、奨学資金の貸付け（無利子）を行っています。

<千葉県奨学生の予約募集とは>

高等学校等入学後に千葉県奨学資金の貸付けを希望する方に対し、中学校在籍中に家計基準等の審査を行う制度です。

予約奨学生となった場合も、高等学校等に入学後、貸付けの申請手続が必要ですが、入学後に初めて申請する場合（一次募集）より、初回振込時期が早くなります。（貸付総額は変わりません。）

【申請方法】 在学する中学校の先生から書類を受け取り、記入して先生に提出してください。
※学校の推薦が必要です。必ず在籍する中学校に提出してください。

【資格】 ※生徒本人が借りることになります。（高校卒業後の返還も生徒本人が行います）
①保護者が千葉県内に住所を有する者。
②修学意欲があり、かつ、性行が正しい者。
③経済的理由により修学が困難な者（以下の【収入基準】を参照）。
④「母子及び父子並びに寡婦福祉資金（修学資金）」の貸付けを受ける予定のない者。

【収入基準】 収入金額の合計が、千葉県教育委員会の定める採用の収入基準額以下であること。
〔収入の目安〕

区分	給与収入	営業所得等
4人世帯 ※父母・高校生（申請者本人）1名・中学生1名の場合	665万円	291万円
5人世帯 ※父母・高校生（申請者本人）1名・中学生1名・小学生1名の場合	784万円	376万円

〔注〕家計支持者（原則として父母。父母がいない場合は代わって家計を支えている人）の収入・所得の合計。
※予約募集の場合、まだ進学先が決定していないため、国公立・私立のいずれに進学を予定する場合でも、上記の目安額で審査します。高校入学後に一次募集で申請をする場合、状況によっては目安額が変わる可能性があります。
※世帯構成により目安となる金額は変わります。

【貸付月額】 高校入学後に下表から希望額を選択。

国公立	私立
10,000円	10,000円
20,000円	20,000円
	30,000円

※自宅外通学の場合、月額5,000円の加算を希望できます。
※国公立の高等学校等に在学している場合、世帯収入によっては、貸付月額に7,000円の加算を希望できます。



【貸付条件】 予約奨学生に決定された場合、高等学校等進学後に改めて申請する際に、「連帯保証人（親権者）1名」及び「保証人（別生計の成年者）1名」が必要です。

【貸付期間】 令和7年4月分から卒業するまで（正規の修学期間のみ）。
※貸付期間中であっても、千葉県の貸付基準を満たさないと判断した場合、貸付けを打ち切ることがあります。

【貸付方法】 原則として、指定の口座に毎月振り込みます。
※初回貸付時など、審査が必要な場合には、審査終了後に複数月分を貸し付けます。

【返還方法】 貸付終了月の翌月から6か月を経過した後、規定の年数（10～14年）以内で、毎月払い、半年払い、年払いのいずれかで返還していただきます。（無利子）

申請期限は、令和6年 月 日（ ）です。

へんかんゆうよ 返還猶予制度とは…？

高等学校等卒業のときに返還計画を立てます。
借りた金額により、返還の期間が変わります。



卒業



※80万円以下の場合：10年以内
80万円を超え110万円以下の場合：12年以内
110万円を超える場合：14年以内

卒業後に返還が始まり、毎月払いや半年払いなど、
分割して返還*します。

就職

※月2万円を3年間借り受けた場合、合計で72万円となり、
最長で毎月6,000円×10年間での返還となります。

一時的に返還が難しくなったら
どうすればいいの？

収入的に返還が
厳しい

進学

災害

病気

浪人

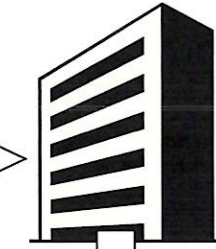
きちんと手続きをすれば、
返還を猶予*できます！

※返還時期を先送りすること。



猶予
申請

提出

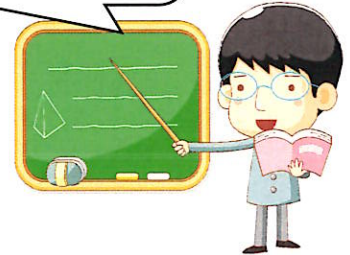


猶予決定

猶予再申請*

状況が改善しなかったら…

状況が改善したら…



※猶予の再申請について
猶予が当初の期間をこえて自動で継続することはありません。
継続して猶予したい場合、必ず再申請が必要です。

返還再開

GOAL!

返 還 完 了

猶予できる理由	猶予期間
①高校在学中	正規の修学期間
②上級学校（大学・専門学校等）に進学、または在学中	正規の修学期間
③上級学校へ進学するため勉強中	1年
④災害により住宅等が被害を受けた場合	教育委員会が認める期間
⑤病気により一時的に就業できない場合	教育委員会が認める期間
⑥生活保護受給中である場合	1年
⑦経済的理由により返還が困難な場合（収入が基準額以下の場合） （返還者本人の給与所得が230万円以下で、かつ生計を一にする親及び配偶者の 給与所得が300万円以下の場合）	1年

令和7年度
千葉県奨学生予約募集案内

奨学資金を希望する皆さんへ

千葉県奨学資金

<はじめに>

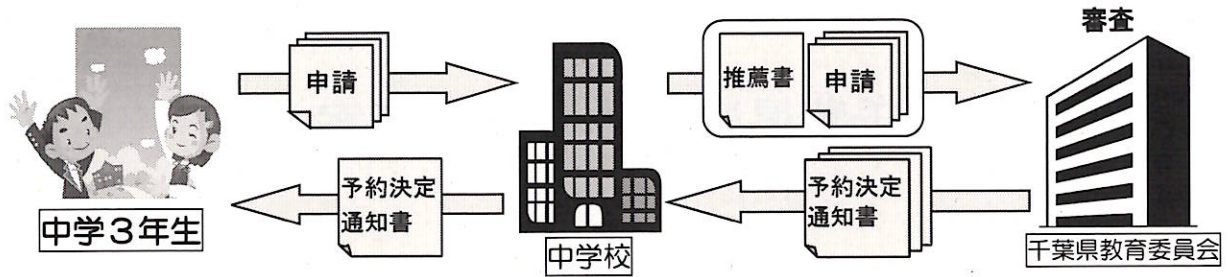
この千葉県奨学資金は貸付制度ですので、貸付終了後には、生徒本人に返還する義務が生じます。

千葉県奨学資金の予約を希望する場合は、この案内をよく読み、責任を持って申請してください。

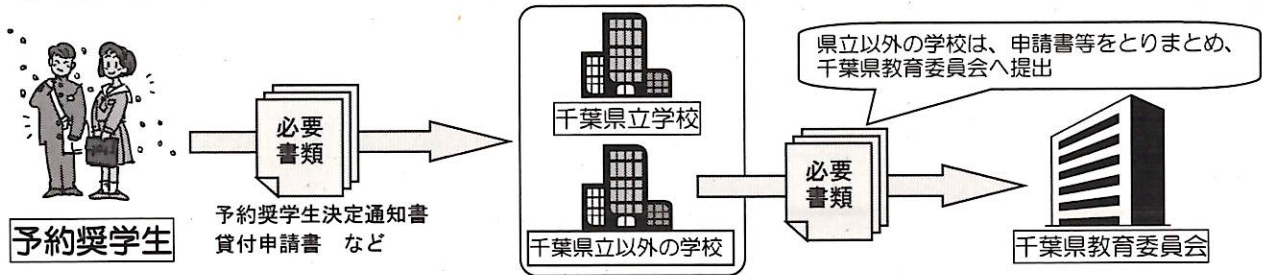
なお、書類の中で自分ではわからない箇所があった場合は、家族の方とよく相談して記入するようにしてください。

千葉県奨学資金の仕組み

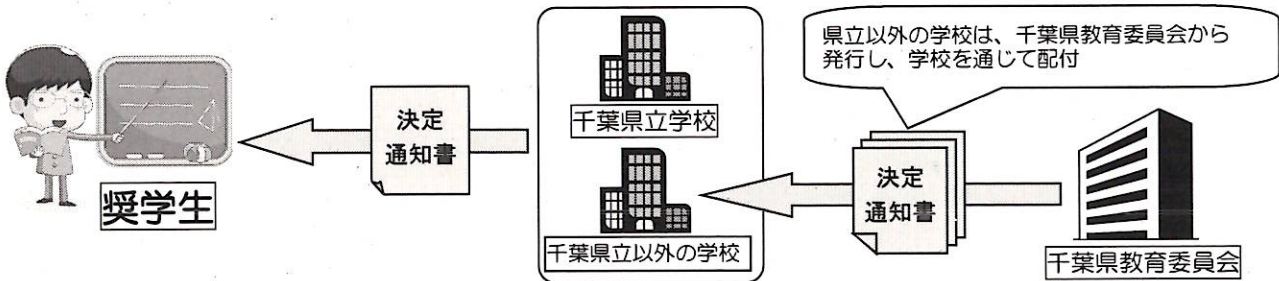
- ① 予約奨学生の申請書等を揃えて中学校へ提出します。
 審査後、予約奨学生に決定されたら、「予約奨学生決定通知書」が届きます。



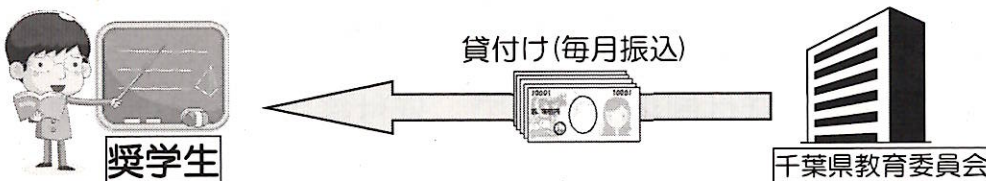
- ② 高校等に進学後、進学先の学校へ「予約奨学生決定通知書・申請書等」を提出します。



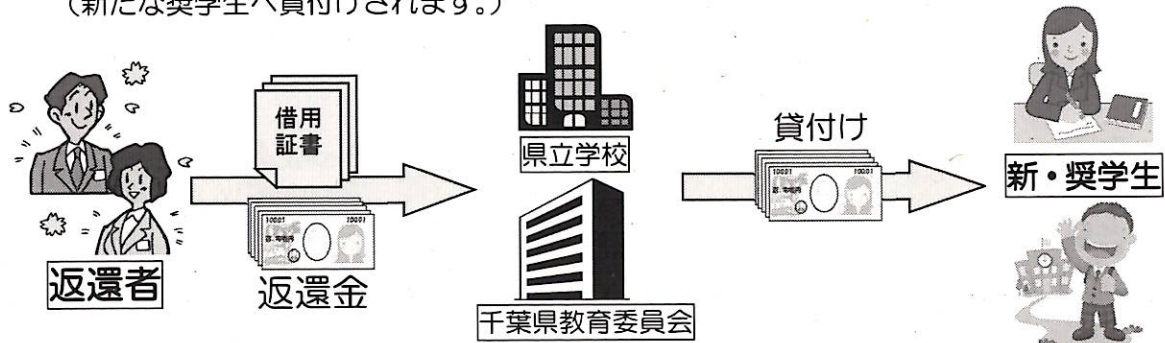
- ③ 奨学生として正式に決定し、「奨学生決定通知書」が発行されます。



- ④ 決定通知書発行後、貸付けが始まります。



- ⑤ あなたが借受けた奨学資金の返還金は、後輩に引き継がれます。
 (新たな奨学生へ貸付けされます。)



卒業後、経済的事情(例：給与所得者の場合、年間収入金額230万円以下等が条件)や大学等への進学、病気、災害等により返還が困難な場合、申請をすれば返還の猶予(返還の延期)が受けられます(減免するものではありません)。

1 千葉県奨学資金

千葉県では、高等学校、中等教育学校後期課程、特別支援学校高等部及び専修学校高等課程（以下「高等学校等」という。）に在学中、経済的負担を軽減し安心して学習できるように、奨学資金の貸付け（無利子）を行っています。

2 千葉県奨学資金の予約

千葉県奨学生の予約は、現在、中学校（中等教育学校の前期課程、特別支援学校の中等部を含む）に在学し、かつ、高等学校等に入学又は進学後に千葉県奨学資金の貸付けを希望する者に対し、あらかじめ家計基準等の審査を行う制度で、予約が決定した者は、千葉県奨学資金の「予約奨学生」となります。

※実際に貸付けを受けるためには、高等学校等入学後に改めて申請する必要があります。

予約募集に応募した場合、通常申請よりも早い時期に貸付けが開始されます。

ただし、いずれも4月分からの貸付になりますので、貸付総額は同じです。

3 資格要件

(1) 令和7年度に高等学校等への入学又は進学を希望する者。

(2) 保護者（親権者）が千葉県内に住所を有する者。

※独立の生計を営む成年者の場合は、千葉県内に住所を有する者。

(3) 修学意欲があり、かつ性行が正しい者。

(4) 「母子及び父子並びに寡婦福祉法」に基づく修学に必要な資金（「母子及び父子並びに寡婦福祉資金（修学資金）」の貸付けを受ける予定のない者。

※ 「母子及び父子並びに寡婦福祉資金（修学資金）」の貸付けを受ける場合、千葉県奨学資金の貸付けについては辞退していただくことになります。

(5) 経済的理由により修学が困難[※]な者。

※ 経済的理由により修学が困難であるかどうかは、「4 収入基準」により判断する。

4 収入基準

家計支持者の収入金額から所得金額を算出し、その金額から規定の控除額を差し引いた金額が、千葉県教育委員会の定める採用の収入基準額以下であること。

〔収入の目安〕

区分	給与収入の場合	営業所得等の場合
4人世帯 ^{※1}	665万円	291万円
5人世帯 ^{※2}	784万円	376万円

※¹ 父・母・申請者本人（高校生として計算）・中学生の4人世帯を想定した金額。

※² 父・母・申請者本人（高校生として計算）・中学生・小学生の5人世帯を想定した金額。

○「給与収入の場合」は収入金額（税込）、「営業所得等の場合」は収入金額から必要経費を引いた金額です。家族構成等によっては、実際の基準額は上記目安額から変動します。

○「営業所得等」とは、自営業・漁業・農業等による営業所得、不動産所得等を指します。

○予約募集の場合、まだ進学先が決定していないため、国公立・私立のいずれに進学を予定する場合でも、上記の目安額で審査します。高校入学後に一次募集で申請をする場合、状況によっては基準が変わる可能性があります。

5 貸付期間

令和7年4月分から卒業するまでの正規の修学期間となります。

注) 入学金等としての一括貸付は行っておりません。入学後、原則として毎月振り込みます。

ただし、初回貸付時等、審査が必要な場合は、審査終了後に数か月分をまとめて振り込むことがあります。

6 申請方法

申請は在学する中学校を通して行います。奨学資金貸付予約申請書に必要な書類を添付して、担当の先生に提出してください。

7 申請書類

(1) 奨学資金貸付予約申請書 (記入例:P.6)

(2) 家計支持者 (原則として父母双方。父母がいない場合父母に代わって家計を支える人) の令和6年度課税 (非課税) 証明書、令和5年分源泉徴収票、令和5年分確定申告書 (控) 等 (写し可)

※ 申請時に無職及び令和5年以降に就職・転職・失業・開業した場合等は、以下の証明書類を御提出ください。

(ア) 就職・転職した場合: 直近2~3か月の「給与明細書」の写し、又は「給与見込証明書」
(いずれの場合も現職のものに限る)

(イ) 失業した場合: ハローワークで交付される「雇用保険受給者証」の写し

(ウ) 開業した場合: 学校作成の「収入に関する副申書」

(エ) 無職の場合: 学校作成の「収入に関する副申書」

(3) その他の証明書類 (特別な支出がある場合は、担当の先生に相談してください。)

8 予約奨学生になったら

予約が決定したときは、「予約奨学生決定通知書」など関係書類を交付します。

高等学校等に進学後、改めて貸付けの申請が必要となります。その際に使用しますので、関係書類は大切に保管してください。

9 高等学校等入学後の手続き

(1) 奨学資金貸付申請書等の提出

令和7年4月に入学後、教育委員会が交付した「予約奨学生決定通知書」に「奨学資金貸付申請書」等の必要書類を添付し、速やかに入学した高等学校等に提出してください。

※ 予約奨学生も、本申請の手続を行った後、高等学校等を経由して「奨学生決定通知書」が交付されるまでは「千葉県奨学生」として決定しておらず、貸付けができませんのでご注意ください。

(ア) 貸付月額の選択 (高校入学後の申請時に以下の表から選択)

	国公立	私立
自宅通学	10,000円	10,000円
	20,000円	20,000円
		30,000円
自宅外通学*	15,000円	15,000円
	25,000円	25,000円
		35,000円

※ 「自宅外通学」は、現に自宅以外から通学している人及び特別な事情のある人で、自宅外通学の月額を希望する人に貸付けを行うものです。
自宅外通学の場合でも、自宅通学の金額を選択することも可能です。

(イ) 連帯保証人・保証人の選定

貸付申請書類を提出する際には、連帯保証人及び保証人の署名・押印が必要となります。
連帯保証人・保証人となるための条件は、次のとおりです。

連帯保証人：奨学生本人と連帯して返還の責任を負う者。
本人が未成年者の場合は、親権者（親権者がいない場合は後見人）。
将来の奨学資金返還の義務等について、連帯保証人としての責任を理解していること。

保証人：奨学生及び連帯保証人が返還できなくなったときに代わって返還する者であって、
奨学資金返還の義務等、保証人としての責任を理解していること。
奨学生及び連帯保証人とは別生計の成人者。
申し立てにより、請求のあった支払い義務を2分の1とすることができる。

注）保証人として選任された方に対しては、在籍する高等学校又は千葉県教育委員会から、保証人として選任されたこと及び保証人の義務等について了解していることの確認のため、御連絡いたします。

(ウ) 奨学資金受領口座

貸付金は、千葉県教育委員会から、受領口座として指定された口座へ、原則として毎月振り込みます。受領口座は必ず申請者（生徒）本人名義の口座としてください。

※ 貸付金の振込みについては金融機関の指定はありませんが、貸付終了後の返還については、口座振替に対応していない金融機関（みずほ銀行、埼玉りそな銀行 等）がありますので、ご注意ください。

(2) 「奨学生現況報告書」の提出

奨学資金の貸付けが継続している期間、世帯状況の確認のため、毎年度初めに、「奨学生現況報告書」を提出していただきます（毎年4月中で、初回は令和8年4月に提出）。

確認の結果、千葉県奨学資金の貸付基準に合致しないと判断した場合、貸付けを辞退していただくことがあります。

10 その他

- (1) 進学後も奨学生の募集がありますので、希望者は、進学後に申請することも可能です。
- (2) 高等専門学校（国公立・私立）は、独立行政法人日本学生支援機構が貸付対象としていることから、千葉県奨学資金の貸付けは行っておりません。
予約募集の決定を受けていても貸付けはできませんので、御注意ください。

11 返還について

千葉県奨学資金は、貸与型奨学金であり、貸付終了後には返還の義務があります。

（返還金は直ちに後輩への奨学資金として貸し付ける仕組みとなっています）

貸付終了から6か月を経過した後、原則として口座振替で返還していただきます。

(1) 返還方法（①～④のいずれかを選択）

- ①毎月払い
- ②6月・12月の年2回払い
- ③6月の年1回払い
- ④12月の年1回払い

(2) 返還年数 (均等払いとし、端数がある場合は最終回に返還)

貸付けを受けた奨学資金の額	最大返還年数
80万円以下のもの	10年
80万円を超え110万円以下のもの	12年
110万円を超えるもの	14年

12 延滞利息

奨学資金の貸付けは無利息ですが、奨学資金の返還を滞納したときは、延滞利息（年5%）が課せられます。

返還がない場合には、連帯保証人等にも請求いたします。

13 返還に困ったときは

高等学校等卒業後、大学等に進学したときや、病気、災害等により返還が困難な場合、返還の猶予（返還開始の先送り）ができます。

なお、返還の猶予を受ける際は、返還猶予申請の手続きが必要となります。

<注意>

千葉県奨学資金の返還について長期に渡って滞納した場合、状況によっては、法的措置や民間の債権回収会社への委託を実施することがあります。

【個人情報について】

申込のときに記入していただく個人情報については、奨学資金の貸付(及び返還)業務において使用し、収集目的を超えた利用及び第三者への提供はいたしません。

奨学資金貸付予約申請書の記入例

◎ボールペン等（消えないものに限る）を使用し、修正液等は使わないで下さい。

この申請書の「家族」欄では、同一生計の方を家族として記載してください。

（就職して独立した兄・姉等は含みません。別居し、仕送りを受けている大学生の兄・姉等は家族として記載して差し支えありません）

第一号様式（第二条）

奨学資金貸付予約申請書

実際に記入した日付

令和6年10月00日

千葉県教育委員会

生徒本人が自署すること

申請者 千葉 太郎

生徒本人の氏名です。
フリガナも必要。

生徒本人の生年月日・
年齢を記入。

在籍している中学校名・
学年を記入。

千葉県奨学資金貸付法第6条の規定に申請します。

フリガナ	チバ タロウ	生年月日	平成21年7月1日生 (満15歳)	学校名	〇〇市立〇〇中学校
氏名	千葉 太郎				第3学年
住所	住所は郵便番号から、電話番号は市外局番から記入してください。				総収入額

続柄	氏名	年齢	職業	勤務先	年収(税込)	合計	
①父	千葉一郎	48歳	会社員	㈱千葉商会	5,017千円	5,817千円	就学者の 在学学校名
②母	千葉花子	43歳	パート	㈱千葉マート	800		
③本人	千葉太郎	15歳	学生				学年
④弟	千葉次郎	12歳	学生			〇〇中学校	1
⑤妹	千葉菜々子	5歳					
⑥							
⑦							

同居・別居を問わず、同一生計の方は
全員記入してください。

貸付の審査に必要ですので、
小学生以上の家族の学校・学年は
漏れなく記入してください。
(申請者本人については不要)

奨学
希望
理由
資金
金由

(具体的に記入すること。)

学業や部活を頑張っていきたいが、経済的に修学が困難であるため奨学資金の貸付を
希望します。高校卒業後は、次の奨学生のためにも、計画通り返還していきます。

生徒本人が自筆で奨学資金貸付の希望理由を記入すること。

※親による代筆の場合は、受付できません。

注 申請者は

